

TAHARA 商工会だより

2016-11
No.182

発行：田原市商工会 〒441-3421 田原市田原町倉田10番地2 TEL.22-6666(代) FAX.23-0419
URL <http://www.tahara.or.jp/> メールアドレス：tahara@tahara.or.jp



『^{さと}華山の郷土ふれあいまつり』が開催されました



平成28年10月23日(日) はなのき広場 テント村 他

11月号紙面紹介

- ・華山の郷土ふれあいまつり P.1
- ・田原市・田原市議会へ陳情書を提出 P.2
- ・平成28年度 被表彰者のご紹介 P.2
- ・新規加入会員の紹介 P.3
- ・各部会コーナー
 (工業部会/青年部) P.3
- ・女性部コーナー P.4
- ・支部活動報告(東/北/中/南) P.4
- ・年末調整事務指導会のご案内 P.5
- ・記帳のお手伝いをいたします P.5
- ・愛知県最低賃金改正のお知らせ P.5
- ・地域弁護士制度のご案内 P.6
- ・早めのライト点灯・夜間ハイビーム
 運転推進宣言 P.6
- ・「男女雇用機会均等法」及び「育児介護休業法」が
 改正されます P.6
- ・小規模企業共済制度のご案内 P.7
- ・今後の行事予定 P.7

華山の郷土ふれあいまつり

会員の皆様には、本事業に対しご協力・ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

爽やかな秋空のもと、はなのき広場は朝から夕方まで人の波が途切れることなく大勢の人で賑わい、会員をはじめ役員ならびに総代の皆様のご協力で、テント村・イベント等は大盛況のうちに幕を閉じました。

今年は新たに熊本大地震の被災者を支援する「熊本応援コーナー」で、熊本特産品を販売しました。多くの市民の皆様さまにお手にとっていただき、完売することができました。ご協力ありがとうございました！当日は、熊本地震災害義援箱も設置し、日本赤十字社に全額寄付させていただきました。

また、東三河法人会田原支部協賛イベント「花の都田原de花を持って歩こう！田原フラワーウォーク」も初めて開催されました。ご当地アイドル「L a ・花ノたみ」もテントを訪れ、華やかなイベントとなりました。



【熊本応援コーナー】
熊本県の特産品販売



【商工会大売出し福引大抽選会】



【もち投げ景品交換所】



【法人会】
田原フラワーウォーク
ミニフラワーアレンジ教室
企業マーク展示
マーク当てクイズ
税金クイズ



【青年部】
子供ゲーム
ビンゴゲーム



【青申会】
税金クイズ
飲食バザー



【建設大工組合】
木工教室



【女性部】
飲食バザー



【金融協会】
ストラックアウト

ご協力ありがとうございました！

田原市・田原市議会へ陳情書を提出

田原市商工会は渥美商工会と共に、平成28年10月21日(金)、両商工会の正副会長が田原市役所を訪れ、山下政良市長、太田由紀夫市議会議長、彦坂久伸市議会総務委員長、平松昭徳市議会経済建設委員長に下記13項目について陳情しました。

県下57商工会共通の陳情6項目については、本年9月16日に愛知県下の57商工会の代表が一堂に会して開催され、「平成28年度商工会長会議」において決議されたものであり、商工会に対する財政支援や小規模企業振興基本条例の早期制定など市内事業者の経営支援及び地域振興に関する事項を陳情を行いました。

田原市商工会は渥美商工会と共通及び単独の陳情として、利子補給の維持、創業・第二創業・記帳指導事業・地域総合振興事業・地域商品券事業の支援に関して陳情しました。

○県下57商工会共通の陳情

1. 商工会事業運営に対する財政的支援の維持・拡充
2. 小規模企業振興基本法制定に伴う中小企業・小規模企業振興基本条例の早期制定と商工会との連携の推進
3. 小規模事業者の経営支援の強化
4. 官公需発注における商工会員を優先した受注機会の確保
5. 地域資源活用による地域ブランドの創出
6. 商工会組織存続に対する配慮

○田原市商工会と渥美商工会共通の陳情

1. 中小企業に対する金融支援策の充実
2. 創業者・第二創業者に対する補助制度の創設
3. 記帳指導事業に対する支援

○田原市商工会の陳情

1. 地域総合振興事業に対する支援
2. 地域商品券事業の活用に対する支援

○渥美商工会の陳情

1. 市街地活性化に対する支援
2. 伊良湖地域振興(観光)に対する支援



平成28年度 被表彰者のご紹介

各表彰式におかれまして次の皆様が表彰されました。おめでとうございます。

優良従業員表彰式

平成28年10月12日(水) 田原市商工会館

◆田原市長報奨賞

※精励にして他の模範となる者

- ・齋竹 誠 幸 (榊河建)
- ・鈴木 高 一 (谷建設㈱)
- ・富田 清 広 (藤建設㈱)
- ・檜山 理 香 (榊ミマス)

◆田原市商工会長表彰

※事業の振興発展に寄与、勤務成績が優秀な従業員

- ・伊藤 喜 昭 (小笠原建設興業㈱)
- ・大竹 秀 章 (渡邊土建㈱)
- ・中澤 充 利 (榊牧野工務店)
- ・久田 晴 香 (尙華)
- ・馬 淵 勇 (大羽建設尙)



被表彰者のコメント

『とても嬉しかったです』『少し緊張しました』
『市長さんから授与して頂き、気が引き締められました』

㈱あつまるタウン田原が、東愛知新聞社『社会賞』に選ばれました。

『東愛知新聞』2016年10月16日朝刊掲載記事

田原市のタウンマネージメント機構として、2001(平成13)年に設立。商業の活性化を目的とした運営・管理などを手掛ける。安田幸雄社長は「地域と連携した商業、地域活性化への取り組みが評価された」と喜びを語る。同社が携わった市中心市街地活性化基本計画が今春、内閣総理大臣の認定を受け、計画事業が本格的に始動。「事業者などの人材育成と、にぎわいをどう生み出していくか。人口減少社会を前に未来に希望が持てるまちづくりに貢献したい」。



地域連携で商業活性化
あつまるタウン田原
安田 幸雄 社長

新規加入会員のご紹介

事業所名	事業主名	地区	業種
カーブスパオ田原	川村 信夫	巴江・晩田地区	サービス業
パン・プキン	菰田 千穂子	童浦地区	飲食業
T K C (株)	滝本 晃也	東部・六連地区	製造業
カイゼンコンサルタントサービス	濱松 史郎	童浦地区	サービス業
キッチンくろーばー	村手 勝美	神戸・大草地区	飲食業
日本ビューホテル㈱伊良湖ビューホテル	阿部 慎一	特別会員	サービス業
河合管工	河合 昇	神戸・大草地区	サービス業

工業部会

〈視察研修会の報告〉

本年度は「中部電力のエネルギー政策」をテーマに浜岡原子力発電所の視察を企画し、部会員10名参加により実施しました。車中研修では中部電力㈱田原サービスステーション中嶋所長よりエネルギーの現状と課題など中部電力の取り組み等を資料により詳しい説明をいただきました。発電所ではガイドの方より発電所の概要説明や、専用のマイクロバスに乗り込み防波壁や廃炉となった原子炉建屋の内部をはじめ、敷地内における高度な安全対策設備等を見学しました。



青年部

〈東三河支部青年部スポーツ大会の報告〉

東三河支部商工会青年部で部員同士の交流を深めるため、平成28年9月29日(木)豊川市一宮町の農業者トレーニングセンターにてソフトバレー大会が開催され、田原市商工会青年部からも長神部長を始め5名が参加しました。



女性部

〈東三河支部女性研修会の報告〉

東三河支部の商工会女性部の交流と親睦を深めるため、富山・五箇山と金沢・近江町市場へ1泊2日の研修に行ってきました。晴れたり降ったりの不安定な天気の中ではありますが、稲穂の色づく合掌集落を散策したり、「金沢の台所」と呼ばれる近江町市場の活気に触れてとても有意義な2日間を過ごすことができました。

日 時：平成28年9月13日～14日(水)
場 所：富山・五箇山合掌集落と金太郎
温泉、金沢・近江町市場 他
参加者：10名



商工会各支部活動報告

各支部において支部活動活性化事業を実施しました。

■東支部 会員交流会

日 時：8月28日(日)
場 所：たべりん王国
内 容：バーベキュー
参加者：110名

■北支部 会員交流会

日 時：8月7日(日)
場 所：たべりん王国
内 容：メロン狩り、ゲーム
バーベキュー
参加者：126名

■中支部 中部市民館まつりへの出店

日 時：10月16日(日)
場 所：中部市民館
内 容：飲食バザー



■南支部 支部活動活性化事業

ジャパンプロサーフィン ツアー2016への出店

日 時：7月20日(水)
～24日(日)
9:00～14:00
場 所：赤羽根口コパーク
内 容：弁当・飲料販売

全日本サーフィン選手権 大会2016への出店

日 時：8月23日(火)
～28日(日)
7:00～14:00
場 所：赤羽根口コパーク
内 容：弁当・飲料販売

納涼屋台村の開催

日 時：8月14日(日)
17:00～
場 所：あかばね口コ
ステーション広場
出 店：南支部・支部7会員
内 容：子供向けゲーム、
飲食販売



年末調整事務指導会のご案内

本年度も年末調整関係事務指導会を下記のとおり開催いたします。源泉関係事務のよくわからない方、疑問点などある方は是非ご出席下さい。

東海税理士会豊橋支部 派遣税理士 他が対応する個別指導会です。

日 時：平成29年1月6日（金）

午前9時00分～午後4時00分

場 所：田原市商工会館 2階研修室

持ち物：税務署から送付された年末調整関係書類

給与台帳等

源泉徴収簿（前年度分を含む）

各種控除証明書（生命保険・個人年金・地震保険等）

社会保険料（国民年金保険料等）の支払証明書

その他（電卓・筆記用具・印鑑）

※関係書類をお忘れなくご持参下さい。

納付期限

平成29年1月10日（火）
（納期特例は1月20日（金））

マイナンバーが必要です！

年末調整事務には、給与支払者、支払を受ける方、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のマイナンバーが必要になります。

【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

記帳のお手伝いをいたします

青色申告をする個人事業主様を対象に記帳機械化システム（委託事業）を実施しています。月ごとの現金出納帳等の帳簿類を提出していただき、それを職員がパソコン入力し、税務上必要な帳票、さらに経営に役立つ資料を作成いたします。

記帳開始から決算・確定申告まで記帳事務のお手伝いをいたします。なお、費用は仕訳件数等によりますが、年間約4万～9万円の範囲です。

すでに記帳機械化を実施している事業主様については、確定申告書の早期提出に向け、帳面等の資料は早めに整理しましょう。

【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

愛知県最低賃金改正のお知らせ

「愛知県最低賃金」は、10月1日から

時間額 845円 に改正されました

日給制、月給制の労働者の場合は、時間当たりの金額に換算して愛知県最低賃金（時間額）845円と比較します。また、愛知県の特定（産業別）最低賃金（7業種）については、現在、改正等のため調査審議中ですので、今後の改正状況に注意して下さい。

詳しくは、愛知県労働局ホームページ（<http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）、愛知労働局 労働基準部賃金課（☎052-972-0257）、または、豊橋労働基準監督署にお尋ね下さい。

地域弁護士制度のご案内

法律関係の困りごとを抱えているものの、どこに相談したらよいか分からない、弁護士に相談するほどの案件かどうか判断できない、弁護士は敷居が高く感じてしまって相談しづらい。

このようなお悩みをお持ちの事業者の方を、**商工会経営指導員と愛知県弁護士会の地域弁護士が連携してサポートいたします。**

●地域弁護士制度について●

中小企業の皆様が、日頃なじみの少ない弁護士相談について、より手軽に使えるようにするため、愛知県商工会連合会、愛知県弁護士会、中部経済産業局が協議して立ち上げた制度です。どうぞお気軽にご利用ください。

【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

早めのライト点灯・夜間ハイビーム運転推進宣言

愛知県は交通事故による死者数が13年連続で全国最多であり、今年も9月6日には本年3回目の「交通死亡事故多発警報」が発令されました。また、歩行者の死亡事故の約7割が夜間に発生するとともに、日の出・日没時間前後の薄暗い時間帯は人や車がみえにくくなる時間帯であり交通事故が多発する傾向にあります。

田原市商工会は歩行者をいち早く発見し事故を防止するために

- 夕暮れ時の早めのライト点灯
 - 夜間のハイビームを活用した運転
- の交通安全運動を推進します。

「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正されます

—平成29年1月1日施行—

「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、平成29年1月1日から施行されます。

これにより、育児休業・介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件が緩和されたほか、介護休業の分割取得や子の看護休暇・介護休暇の半日単位の取得ができるようになるなど、法律で定める制度はさらに充実したものとなります。

また、妊娠・出産や育児休業等の利用に関する言動により労働者が就業環境を害されることがないよう防止対策を講ずることが事業主へ義務付けられます。

事業主と労働者の皆さまには、改正法の趣旨・内容を御理解いただき、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりを進めていただきますようお願いいたします。

★改正法の詳細は、厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

★主な改正のポイントは次のとおりです。

- ①介護休業の分割取得
- ②介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化
- ③介護のための所定外労働の制限（残業免除）を新設
- ④介護のための所定労働時間短縮等の措置
- ⑤有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和
- ⑥いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置の新設

※パタハラとは…
男性が育児休業等育児のための制度を利用することを職場の上司や同僚が侵害する言動におよぶこと。

【お問い合わせ先】 愛知労働局雇用環境・均等部指導課 ☎052-219-5509